

Q19

貯金者の自己責任が求められるといわれていますが、貯金者は日頃からどのようなことを心掛けるべきですか。

Ans.

- ① 取引農水産業協同組合が万一破綻した場合に貯金保険制度では、保護の対象となる貯金等のうち決済用貯金は全額保護され、それ以外の貯金等については、1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額を限度として保護されますが、元本1,000万円を超える貯金等及び保険の対象外の貯金等並びにこれらの利息等は破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。このため、貯金者は、日頃から金融商品に関する知識を養っておくことや、取引農水産業協同組合の経営状態などを把握しておくことが大切です。
- ② 農水産業協同組合の経営状態の把握については、農水産業協同組合の店頭に備え付けられているディスクロージャー誌や農水産業協同組合のホームページ等を通じて、自己資本比率、不良債権の状況、各種収益指標等をチェックすることなどの方法が考えられます。
- ③ 自らの貯金等に関しては、①元本保証があるかどうか、保険の対象となっているかどうかなどをしっかりと把握しておくこと、②リスクのある金融商品を持っている場合には、万一ロス（損失額）が発生した場合に自分で負える範囲内かどうかを認識しておくこと、などに心掛けるとよいでしょう。

I

貯金等の保護の
範囲の概要

II

貯金保険制度の
あいまし

III

貯金者データ等
の整備

IV

破綻時の付保
貯金の取扱い

V

破綻時に保険金の
支払対象とならない
貯金等の取扱い

VI

破綻処理

VII

金融危機への
対応

VIII

不良債権の回収
と責任追及